

司法界を取り巻く課題と展望

宮崎 誠

「はじめに（自己紹介）」

宮崎でございます。過分なご紹介をいただきましてまことにありがとうございます。わたしは70才になりますので、友人と作りました法律事務所の第一線を退いて、今後はやりたい事件をやって安らかに余生を過ごしたいと思っていただけですが、日弁連の会長をしたからでしょう、検察不祥事の「検察の在り方検討会議」の委員となり、その引き続きで、取調べ可視化というのをご存じでしょうか？取調べの録音録画の導入などを検討する法務省の刑事法制審特別部会の委員をしております。また、司法試験合格者数や法科大学院の統廃合を議論します内閣の法曹養成制度改革推進会議で顧問をしておりますので、この何年間かは大阪に安住できずに、東京・大阪を週に2回ぐらい往復する生活をずっと送ってまいりまして、さらにこの4月10日から法テラス（日本司法支援センター）という独立法人の理事長を務めています。ご褒美に（？）法曹養成の顧問だけは辞めさせていただきました。

今日は法テラスのパンフレットも持ってまいりました。限られた講演の時間を削って法テラスの宣伝をするのは申し訳ないのですが、講演の内容とも絡んでおりますので、お許しいただければと存じます。法テラスは司法的解決に縁遠い人、簡単に言えば、弁護士や司法書士へのアクセスを知らない方々、そう

いう人たちを助けるという目的で、資力のない人には法律相談は無料。資力のない人が弁護士に事件を依頼する時には、弁護士費用を立て替える。あくまで立て替えですから、後で返していただくのですけれども。そういう事業を全国で展開し、さらには仙台にコールセンターを設けまして、法律問題で悩んでいる方に資力に関わらず法律情報や相談窓口を案内する業務も行っていきます。刑事についても国選弁護人の指名を行っています。毎年、国家予算の規模が刑事・民事あわせて300億。立替払いの償還金100億円余りを足して400億円余りの事業規模にあり、職員は常勤の方だけでも大体全国で1,000人ぐらい抱えている独立法人であります。したがって、私はゆっくり過ごすどころか、大阪から東京に、この4月に引っ越してまいりまして、女房も幸い付いてきてくれたので、狭い賃貸マンションから、中野坂上の法テラス本部に毎日通勤し、朝から晩まで決裁の判子を押しています。

パンフレットだけでは印象が薄いので、ボールペンも持ってきました。法テラスなのでスイッチを押すと小さい電灯がついて辺りをテラスという、法テラスのダジャレボールペンでございますから、また後で使っていただければ、あるいは停電のとき、これを差しておくとは少しは便利です。

「改革のエネルギーその1」

さて、本日の演題に戻ります。今日はレジュメを作ってまいりました（末尾参照）。申し上げたいことがいっぱいありまして、書いていくと見にくいレジュメになってしまいました。このレジュメの、年表とあるところでは、司法界を取り巻く課題を話すときに避けては通れない司法制度改革の歴史を上から（A）（B）（C）と順番にアップしているわけであります。年表の一番下は、司法制度改革が終わったあとの最近の動きを書き足しています。

楕円形は日弁連の20年来の動きです。この（C）以下の四角で囲んだ、斜線が入っている組織が内閣として司法制度改革を担った組織であります。そし

て、ここにぼつぼつと破線で小さく四角に囲んでありますのは、私の経歴であります。この当時わたしは何をしていたかということを示しています。自民党司法制度調査会とあるのは、政党とか政治が司法制度改革にどう絡んだか。こういうことの俯瞰図であります。

市民のための司法制度改革、と偉そうなことを言いますが、多くの弁護士にとっては司法試験合格者数の問題が8割、9割の関心事だったのです。と言って弁護士会の関心が全く間違っているとは言いません。司法のスケールは結局合格者数に関わってくるからです。しかし、関心が競争相手即ち人口を減らすことに偏っているきらいはあります。

この年表の左を見ていただきますと、表③「司法制度改革によって創設された制度」が一覧表で記載されております。これだけの法律20本余りが、1、2年の間に成立した、しかも、その一本一本が裁判員裁判であり、法科大学院であり、被疑者国選であり、などと言う1年に1本通るかどうかという重い法案でしたから、それがほとんど成立したのは、明治維新以来の、少なくとも戦後最大の大改革であったわけで、これを司法制度改革と申し上げるわけがあります。なぜ、こういう改革が一挙にできたのかと言えば、やはりそれなりの大きいエネルギーがいろいろな方面で溜まっていったからであります。

年表上部に（A）法曹三者協議の枠組みという記載があります。これは冷戦と言いますか、米ソ対立構造のときに、国内でも左右対立が激しかった時代でありましたが、やはり最高裁と日弁連、法務省も三つ巴で戦っていて、法務省が出す法案には日弁連は国会議員・マスコミを巻き込んで反対する。国会のほうも、司法制度のことに介入すると司法権の独立を犯したとか言われるのはかなわないので、司法権のことは法曹三者でちゃんと協議をして決めてから持ってきてくれと。それが1970年ごろ、いわゆる衆議院、参議院の付帯決議による三者協議の枠組みとして出来上がったわけであります。（年表（A））

したがって、1970年から1990年ぐらいまで3者合意の意見を持って行くと言うことは、逆の言い方をしますと、結果的にはそれぞれが拒否権を持ってい

たということになったわけであります。

その拒否権の結果、表④は毎年の司法試験合格者数でありますけれども、ここに 1970 年三者協議の枠組みという線がありまして、それ以降毎年の合格者数を見ていただくと、ほとんど変わっていません。お互い拒否権を持っていた結果、司法試験合格者を増やさない。こうなったわけであります。この間、日本は高度成長を謳歌しておりましたし、国際化も非常に発展したわけですから、本当は法曹に対するニーズは増大したはずであります。しかし、司法試験合格者を増やさない結果、弁護士は引っ張りだこになり、初任給も極めて高かったわけであります。私は 21 期でありますから、いい時代に司法試験に通ったわけであります。

そうすると、検察官や裁判官になる人が激減しました。ひどいときには検察官に年間 9 人しか応募しない。500 人のうちです。まず最初に法務省が音を上げて、司法試験合格者を増やしてくれと言いだめたわけであります。勿論、日弁連は大反対をしました。「志望者が少ないのは検察庁が上意下達の風通しの悪い官僚組織だからだれも行かない。自由で明るい(?) 検察組織にすれば自然と行くのだ。合格者数のせいではない。」こういう余り説得力のない理由を述べたわけであります。当然法務省は納得しないで、三者協議路線の破棄をちらつかせつつ、強硬に増員を求め、その結果、日弁連が有識者を含む検討のための協議会を提唱し、三者合意の上設置しました。

協議会を開けば、司法試験合格者を増やせという大合唱になるのは分かっていると思うのですが、当時の日弁連の指導部はそうは思わなかったのです。各界から 24 人の有識者を集めれば、その内のかなりの方が、検察庁が悪いから人が行かないのであって、司法試験合格者などさほど増やさなくていいという結論を出してくれると思っていたわけであります。そのときから「日弁連の常識、世間の非常識」という陰口をたたかれ続けているわけです。有識者は検事増員のための合格者増は勿論、そもそも弁護士が少なすぎる。検事と合わせ、合格者数を 1,500 人ぐらいに増やせと言う意見が大勢を占めたわけです。(年表 (B))

思いがけず被告となった日弁連は、総会を開き、強硬派の意見が通って、800人で5年間維持する。これで増員の要望に応える。こういう逆提言をしたわけです。有識者委員は怒りました。というのは、合格者を決める司法試験管理委員会が合意を待たずに、じりじりと司法試験合格者を増やしていましたから、その当時既に720人ぐらいまでなっていたのです。大騒動して、総会決議をもって、800人、現状からたった80人増やすだけの提案ですから、有識者の憤激を買ったわけであります。日弁連はギルドだ、自分たちの利益を守るために世論を無視し、三者協議の枠組みをたてに取って対応しようとしないう、ギルド批判、日弁連批判、それが非常に燃え上がったわけでありました。溜まっていた改革のエネルギーに火を付けたことになりました。

そしてその批判をバックに出してきたのが、もともとあまり日弁連が好きではない自民党です。「司法制度をやはりもう少し使いやすいものにしたのが国民の声だ、三者協議に任せておくといつまでも改革できない、」こういう角度から日弁連批判と、改革要求を突き付けてきたわけです。少し前ならば、政治の司法に対する介入だということで自民党は世論の批判を浴びたわけですが、使いやすい司法、弁護士増員という切り口に対しては有識者委員の怒りに共感していた新聞社もみんな、「そうだな」ということで介入にお墨付きを与えたわけであります。その結果、自民党はさらにいろいろな提言をいたします。その中には、隣接士業等の活動分野の拡大、さらにはギルドの日弁連から弁護士自治を外してしまえなど、過激な意見を含む多様な改革提言が行われました。

弁護士会は自分の利益のために人口を増やさない。この反発のエネルギーは、マスコミや自民党の後押しもあってどんどん大きくなっていきました。

「改革のエネルギーその2」

裁判所に対する不満のエネルギーも各界に溜まっていました。

平成元年、日弁連は、刑事訴訟法の40周年記念大会で、我が国の刑事司法

制度の現状は憂慮すべき状況にあると改革の必要を訴える宣言を行いました（表①）。代用監獄というのは知っていますか？ 本当は拘置所という拘留専門施設があるのだけれど、警察の房に、取り調べの必要がある被疑者を入れておく制度でございませう。そうすると、警察は便利で朝から晩まで取調べがたっぷりできる一方、捕まった人は一日中取り調べ、寝る時も警察官に見張られているので、非常に拘束感が強いわけですね。しかも、朝から晩まで、殴られ、蹴られ、医者にも連れていってもらえずという恐怖の状況もあったわけで、これは、虚偽自白の温床、冤罪の最大の原因だと言われていた制度なのですが、この代用監獄を利用しての無制約長時間の取り調べ、弁護人との接見回数及び時間の厳しい制限、そして被疑者に国選弁護人制度のないことなど、被疑者の人権は大きく制限されていたのです。その結果、任意でない自白調書が濫造され、それを裁判官が鵜呑みにする、有罪にする、こういう状況を嘆いたわけですね。

刑事訴訟法を勉強されている方なら、名前はお聞きになったかと思いますが、平野龍一さんという、非常に有名な東大教授ですが、現在の刑事司法は絶望的であるということと同じ頃出版された教科書に書かれているわけでありませう。アメリカから継受した刑事訴訟法を全く引き継がないで、条文を無視し、運用で昔ながらの職権的で官僚的な捜査公判が横行している、これは警察も悪い、検察も悪い、けど一番悪いのは、それを許し、作文調書をそのまま信用する裁判所だと、こういう批判は強かったわけですね。

皆様方は袴田事件再審は知っていますね？ 知っておられる方、手を挙げていただいて。よくご存じですね、はい。袴田さんの獄内から息子さんに宛てた手紙があるのですけれど、朝から晩までこん棒で殴られた。絶対にこういうのは許せないと、こう書いておられるわけでありませう。朝から晩まで殴って、ともかく警察のストーリーに合った自白を取る。しかも当時は証拠開示という制度がないので、捜査側に不利な証拠は出さなくて良かったのです。捜査側に有利な証拠だけ出して、これで有罪立証十分でしょう？ と言い張り、裁判所がまた、そのとおり認定していく。こういう刑事裁判であったわけですね。したがっ

て、袴田さんのように元プロボクサーで体が頑健な人であっても、朝から晩までぶん殴られ、しかも応援もない、起訴されるまでは国選弁護人の接見もないという状況で自白をしてしまう。自白をして法廷でひっくり返しても、裁判所は警察における調書のほうが説得力がある。あるいは整合している。こういうように言って有罪認定していったわけであります。素人が時間が経ってから記憶に基づいて抗弁しても細かい記憶の食い違いをかえって追及され、細かい記憶違いを誇張した調書をとられるなど、警察が総力で一見矛盾のない調書を作り上げると、取調べの実態に無理解な裁判官は、これがほとんどの裁判官ですが、一見矛盾のない捜査側の調書を信用するのが普通でした。そういう状況を絶望的だと言ったのです。

刑事裁判を中心に裁判所や検察・警察に対するうっ憤が弁護士会、そしてマスコミにも溜まっていたわけであります。また、民事裁判についても、日本の民事裁判を外国のように使いやすい制度にする必要があるのに、一向に改革しようとならない最高裁にも不満が高まっていました。

「改革のエネルギーその3」

裁判所に対するうっ憤は法務省の一部にも溜まっていたわけです。法務省は、選挙で選ばれた法務大臣がトップに来るわけです。立法の際など直接外の空気に触れるというべきか、世論の感覚に基づいて議員から厳しく問われ、苦情を言われる機会があるわけです。しかし、最高裁判所は長官が任命されると、司法権の独立ということで批判を受けませんから日本で一番閉鎖的な官庁であるわけです。しかもいつも受け身で来た事件は受け入れて、判決をして、冤罪が起きてても当時の証拠からは、判決は正しかったと自分で納得していればそれでいいわけであります。法務省や我々から見ていると、重箱の角をつつき、しかも、視野が狭い（日弁連から言わせれば、人間は簡単に嘘の自白をするということすら理解がない）、しかも人事権を握る最高裁の動向のみに気を遣う裁判

官に満ちていたわけです。法務省とすれば、国民の使いやすい裁判制度を目指すため、あるいは議員の問題意識にも耳を傾けてほしい、協力してほしい、外の空気にも触れてほしい。こういう思いがありました。最高裁は、何が悪いのかと言うばかりで三権分立を盾にとって耳を貸さない。日弁連は勿論、法務省なりに同床異夢ですがうっ憤が溜まっていたわけであります。

審議会委員に多く出ている法学者も、司法試験合格者が少ないため、予備校に法曹教育の入り口を抑えられ、存在感がうすく、うっ憤が溜まっておりました。そこで、法曹人口を増やそうという点で法務省と自民党と大学・マスコミが手を組み、また、閉鎖的な最高裁を変えようと、法務省と日弁連は手を組んだわけです。日弁連が求めている捜査の可視化、人質司法打破などの刑事捜査改革も土俵には上がるのですが、法務省の巧妙な作戦でスリと抜け落ちました。

「審議会のメンバー」

司法制度改革審議会では、主な被告人は弁護士会ですけれども、最高裁、法務省も被告人という形で、議論が始まったわけであります。今までだったら司法制度に関することから弁護士、裁判官、検察官が主な委員になるのですが、表②のメンバーを見ていただくと分かる通り、生粋の弁護士は中坊さん 1 人。あとは弁護士となっていますが裁判官出身、検察官出身それぞれ 1 人ということで、残りの委員は当時の自民党小泉政権の問題意識の現れなのですが、経済界、学者、作家、マスコミ、労働界、主婦連。こういう方々で今の司法制度を見直そうという動きになったわけであります。バックには政権与党、組織上は内閣直属という強力な体制の下、総じて法曹関係者は被告人と言う立場でスタートします。その結果、表③にありますように多くの法律制度ができました。全体の改革は大きく三つのジャンルに分けられたのです。一つは国民の期待に応える司法制度の構築ということで、まずアクセスしやすい司法という

ことで法テラスはその目玉として設立されました。しかし民事裁判の充実・強化という面では、裁判の迅速化、労働審判、知財裁判所、ADR設置には手がつけられましたが、(利用しやすい民事裁判制度を目指す証拠の収集、強制執行の強化、損害賠償のあり方など)肝心の改革は最高裁の抵抗もあって手がつきませんでした。後で裁判件数が減少しているお話しの際に申し上げますが、刑事捜査の可視化が一段落つけば、民事司法・裁判改革がこれからの最大の課題になると思います。

「大きく変わった刑事裁判」

国民的基盤の確立・国民の司法参加、という課題では、裁判員裁判が導入されました。これは最大の目玉です。

一番抵抗したのが最高裁でありました。今までプロが毎日夜遅くまで記録を読み込み(捜査官の嘘を見破り?)、真実はこれだと言って、懲役5年とか懲役10年と判決する、この職人技を素人に委ねてどうするのだと。素人がそんなのできるかと、中でも元裁判官出身の学者は徹底的に反対しました。しかしながら外国では陪審員裁判が普通で素人の人が判決をしています。

素人がなぜ判断できるのか。外国では逆なのですね。プロは、素人の国民が判断できるような証拠資料をそろえわかりやすく説明しろ。これが国民の要求なわけです。アメリカでは特許事件も陪審裁判です。技術の最先端の特許事件をどうして素人が裁けるのか。そうではない。素人が裁けるように立証に努力するのが玄人の代理人の仕事です。だから、アメリカでは陪審員に理解してもらうための模型、PDF、動画、360度回転する画像ソフトなどを使ってこの特許はこう作用効果がある、相手方とはここが違うとわかりやすく説明する。こういう周辺領域がとても発達しているのです。素人の国民が「なるほど、こちらのほうが正しい」と分かるようにするのがプロの仕事だと、これが欧米流であったわけです。日本もせめて問題の多い刑事裁判では素人の判断を取り入れ

るべきではないかと、日弁連は頑張り、政党も、そして法務省も後押しをし、裁判所は孤立し、最後には裁判員裁判を受け入れざるをえなかった。

そうすると、裁判員を長期間拘束するわけにいきませんから、集中審理をする必要があり、そのためには弁護人に充分準備させる必要がある。そこで、被疑者国選弁護制度の導入も容易になったわけであります。さらに準備のためには弁護人に早く証拠を開示しなければ駄目だ。また検察・警察に有利な証拠だけ出していたのでは、素人の裁判員は誤った判断をしかねない。だから、警察・検察の持っている証拠はできるだけ出すようにしよう。

裁判員裁判については、国民が半ば強制的に何日もひな壇の上に座らされている。死刑判決が多すぎる？　こういう批判も時々あるわけですが、裁判員裁判の導入が国民の関心呼び、多くの制度が変わり、絶望的と言われていた刑事裁判がガラリと変わったんですね。国民の皆さんに判断していただくために、警察につかまった最初の段階から弁護士を付け、充分接見させ、きちんと反論の準備をさせる。公判が始まるまでに、検察や警察が集めた証拠を開示させる。そして第1回公判のときまでに、お互いに手の内を開示して、第1回公判に臨む。3日か4日。それで判決まで終わる。こういう裁判に変わったわけです。それまでは接見は1回15分、10日間の勾留の間は2回程度の接見が普通でしたから、起訴状をまず第1回公判で読み上げられて、裁判官が、「それでは認めますかどうか？」 「ええ、まだ証拠を見ていませんから、次回に弁護人の答弁をします。」と答えるだけで終わり。

次、第2回目で、弁護人が、「出された証拠は非常に膨大で、被告人と打合せもあるので、あと2か月ください、あと3か月ください。」「そうですか。それでは次回。」。そのあとの公判では密室でとられた調書の任意性、信用性をめぐる争いが延々と続くのです。これを何と言うか。さみだれ式審理方式と、こう言うわけです。しかし、皆さん、接見が認められるようになった、被疑者国選が発足した、証拠が予め開示されるようになった、公判がスピードアップされた、色々改善された。しかしそれだけで冤罪が防げるわけではありません。

「遅れた刑事捜査改革」

今、さらに進んで取調室にビデオカメラを入れると要求しています。レジュメ年表の最下段にあります、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会。その前の検察の在り方検討会。こういうところで、議論しています。実は、この要求を日弁連は司法制度改革審議会でもしていたのですが、対抗すべき通信傍受などの捜査強化策の検討が行われていない、時機尚早、などとしてスリと抜け落ちた改革でした。

録画装置を入れる理由は明らかですよ。袴田さんの事件といい、足利事件といい、数多くの冤罪が密室の取調室で生まれた。中には死刑台から生還した人もいます。こういうことをなくすためですよ。

検察の在り方検討会議の一番のきっかけは村木事件ですが、村木事件をご存じの方。はい。結構いらっしゃいますね。当然有名ですものね。厚労省の今、次官になっておられます。私も審議会で一緒に仕事をしていますけれど、とても素敵な女性官僚です。この事件は厚労省が身体障害者団体と認定すると、その団体が出す郵便代が10分の1程度になるのです。郵便切手80円貼るところが8円でいいとか。そこで、えせ障害者団体が寄り集まってあやしげな申請をし、認可されると何十万通も出す通販業者に名前貸しをしていたわけです。村木さんは申請団体がエセ団体と分かりつつ議員の圧力を受けて認可したという疑いで逮捕されたわけです。

村木事件が起きて、郵政が監督を厳しくすると、この制度を利用した郵便物が90%以上も減ったそうです。国家財政的に見ると毎年数十億の規模の損害だったのだそうです。乱用がはなはだしかった制度でありました。

村木さんは逮捕後もずっと否認しました。しかし、認可書面を作った係長が逮捕後、間もなく「村木さんの指示で作りました」と自白をした。そのとき厚労省のお役人さん方も共犯として取り調べを受けていたわけです。勿論一流大学を出ている中央官庁のれっきとした方々も、「隠し立てをすると逮捕する」

と脅されると、取り調べを受けた約半分は村木さんの犯行だと自白をしたのです。

村木さんは自白をしないまま、検察は周りの人を自白させたのですが、押収したフロッピーディスクに残っていた係長の文書作成日が検察の思い描いていた政治家の依頼を受けた日より実はかなり前だったと。そこで、検察官がそのフロッピーディスクの文書作成日を筋書きに合わせてこそっと書き換えて、フロッピーを返却した。こういう事件でありました。特捜部の検事がそこまでののか、という驚きと共に、合わない証拠があっても供述調書さえあれば有罪がとれるという検察の自信、なめられている裁判所という構図も浮かび上がりました。さらに、厚労省のお役人が半分は嘘の自白をしていた。これも衝撃。要するに密室でやると、身に覚えのないエリートですらこの会場の半分のここからこちらの人は自白するということですね。比率で言うと。

最近もPC遠隔操作事件というのがありました。保釈中に見張られているのを知らずに証拠のスマホを埋めたというドジな犯人がいましたけれど。その前にパソコンを乗っ取られて発信した4人の方が逮捕されているのですが、その4人のうち、嘘の自白をした人はやはり50%の2人なのです。全くやっていないことを自白するはずがないと多くの人は思うのですが、全く身に覚えがなくとも、大体半分の方は自白をするというのが統計学的データとまで言っていないかわかりませんが、そういうものであるわけです。

スルリと抜け落ちたはずの刑事司法、捜査改革が検察のミスで、急に録音録画をしましようとなったのですが、司法制度改革審議会のときはそこまでは行かなかった。しかし、ミスが発覚したきっかけは裁判員裁判のために導入された証拠開示によってフロッピー偽造をうかがわせる書類が開示された証拠の中にあっただからなのです。裁判員裁判の導入と証拠開示が、録音録画への道を切り開く結果となったわけです。（注）法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」は平成26年7月9日全員一致で裁判員関連事件捜査の全過程可視化や通信傍受の範囲拡大を法制化の内容とする報告を取りまとめ、次年度立法化へ大きく前進した。

「法科大学院の設立と変調」

改革の三番目は、司法制度を支える法曹の在り方（養成制度）です。昔から弁護士会にとって司法制度改革というのは法曹人口の問題・養成の問題にほとんど尽きると申しあげましたけれど、今次の司法制度改革でもやはり、法曹人口が最大の論点でした。結果的には司法試験合格者 3,000 人を目指す、3,000 人を養成するために法科大学院を作る、司法修習期間を短くする（反面、弁護士が大勢増えるなら、弁護士の対応体制も整うとの理由で被疑者段階の国選弁護士制度が導入されました。）。

司法改革を勝ち負けで言えば、大幅人口増によって日弁連は大敗、裁判員裁判導入の最高裁は中敗、無傷は法務省、大勝は大学（法学部）というところでしょうか。しかし、うまく逃げた法務省が村木事件など自らのミスで墓穴を掘り、可視化導入で大敗組に仲間入りしつつあることは先ほど述べました。

また、大勝したはずの大学と法科大学院も志願者が激減するという状況になってきました。法科大学院に入学しても乱立の結果、なかなか合格しない。合格しても就職できない人が増えてきた。去年ですと、2,000 人余りが修習を終了し、裁判官、検察官志望を除くと、1,800 人ぐらいが弁護士を目指し、まず修習終了直後の段階で 500 人ぐらいが就職できない。半年ぐらいしても、100 人ぐらいまだ就職できない人が残っている状況になっています。大学受験予備校の先生が高校生に向かって、「おまえどこに行くんだ」「法学部に行きます」「法科大学院に行って弁護士になります」「やめておけ、食えないぞ。」。こういう時代になってしまったわけであります。そこで、なんとかこれを見直さなければならぬ。

今、この年表の最下段、法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム、あるいは内閣の法曹制度改革推進室で議論をしているわけです。司法制度改革審議

会で、偉い人たちが集まって 1 学年 3,000 人合格させることでいいんじゃないかと議論をした。だけど、年表中央下段「さまざまな批判」の中で書いたように、法科大学院の入学者が、5,767 人から 3,150 人、そして 2,200 人余りになった。こういう法科大学院離れという状況はなぜ起きたのかということになりますと、やはりまず法的ニーズを見誤ったのだらう。2 つ目は大学の法学部を残したまま法科大学院を作ったため、時間と費用の面で学生に大きい負担を強いる改革になったことだろうと思います。大学は勝ちにおごり、利用者たる学生が目線がなかったのですね。ニーズの面を見ますと、司法制度改革審議会の議論は、あちらに困っている人がいる、こちらにも困っている人がいる。弁護士の助けを借りる人が世の中にいっぱいいる。しかるに弁護士の手が届いていないのは弁護士が少なすぎるからだという議論に終始しました。確かにそうです。ニーズはいっぱい聞きます。見ます。しかしながら、それが開業している弁護士のニーズになるためにはもうワンクッションいるわけです。それは職業として弁護士が関与できる制度があるわけです。困っている人がいるなら弁護士は無給で助けに行くのですか？その弁護士の生活はどうするのですか？それを制度的に高めたものの 1 つが、今私が理事長をしている司法支援センターです。センターでは貧しい人を援助する弁護士費用の立替払いをするための民事扶助予算が今、200 億という単位で手当てされつつありますが、この予算なしでは、弁護士の活動はできないわけであります。そういう点でニーズの読み違いがあったのではないかとされているわけです。

「ニーズ論と民事司法改革」

表⑤は弁護士の人数と訴訟事件の数であります。日本の学者の多くは、日本とドイツと比べて、同じ経済発展を遂げている、法律体系もよく似ている、しかしドイツは日本の数十倍の訴訟事件がある。これはなぜか、1 に弁護士の数だ。弁護士がいないから訴訟事件が増えないのだ。これが学会の定説でした。

2番目の理由は、紛争を好まない国民性だから、という理由です。確かにそういう面はあります。私は東北の被災地に設置した法テラス出張所の訪問をしていますけれど、過疎地の方々は困ったことがあってもなかなか訴訟にはしません。「先生、なんとか話し合いで解決してください。」こういうことを言って、なかなか訴訟を提起されません。そういう国民性は特に田舎では確かにありますが、しかしながら、数十倍とかいう開きが出るような国民性ではない。司法制度改革審議会の頃には最大の理由は弁護士の数が少ないからだ、弁護士を増やしても潜在事件は多く、大幅増員しても弁護士は充分生活できるはずだ、という意見が大勢でした。確かにドイツと日本を比べると弁護士の数ははるかに違うのですが、しかしながら日本で弁護士の数が増えた近年、不思議なことに訴訟事件は減っているのです（表⑤）。

クレサラ事件が激減したということもあるのですが、わたしは表⑤は日本は訴訟を起こしにくい国だということを如実に示すデータだと思っています。訴訟を起こすときに印紙代が高い。アメリカは千数百円でどんな大きい事件でも起こせる。日本は訴額に比例して高くなるので、1,000万円程度の訴訟でも、勝つか負けるかわからないのに、5万とか6万の印紙を貼らなければならない。控訴するときはその1.5倍の印紙を貼らなければ駄目だ。まずこれでちゅうちょする。事実、印紙代が安かった明治時代は事件数がとても多かったのです。訴訟事件を減らすため、印紙代を上げた歴史があります。

まだあります。アメリカの学者が指摘しているし、また最近日本の学者も指摘しているのですが、日本は訴訟に勝つてもうまみがない。アメリカは3倍額訴訟とか、慰謝料何億とかもらえるわけです。団体訴訟も認められています。企業内セクハラなど、その企業はつぶれかねないような巨額の損害賠償が陪審によって認められる。だけど日本は、「はい、セクハラですから、相場なら55万円ぐらいですかね」とか、これで弁護士費用を引くと採算に合わないのです。弁護士費用を引いて、採算に合う額というのは裁判所はなかなか認めない。裁判にかかる手間も考えると全く採算に合わないのが日本です。それ以外にも証

証拠収集が容易かどうかも重要です。相手の手の内にある証拠を強制的に出させる制度も日本にはなく、強制執行も含め日本の裁判制度の使いにくさがある、なかなか裁判が増えない。しかし、司法制度改革審議会でも肝心の制度改革が裁判所の抵抗があって行われなかったことは述べた通りです。さらに、日本には司法書士さん、行政書士さん、税理士さん、こういう方が随分いらっしゃいます。アメリカにはあまりいらっしゃいません。税務申告も皆弁護士がします。そういう隣接士業が仕事をしている領域もあまり考慮に入れなかったのではないとも言われています。

最近の人口論の議論では、さすがにあそこに困っている人がある。ここに困っている人がいる。だから弁護士の数が必要だ。こういう議論は説得的でないということになりました。あそこに困っている人がいる。あそこにも困っている人がいる。そして、そこに弁護士の助けがある。その弁護士はその仕事をすることで職業として成り立つのか、もしそういうニーズならば、弁護士の数を増やしてでも対応することになる、こういう議論になっていっています。弁護士が自分でリスクを負って開拓せよという人から見ると、おかしい議論かもしれません。ただ、明らかに医者さんの世界はそうです。

医者さんの世界は健康保険の世界ですから、医者さんの数というのは国家財政の面から見ても大変重要な問題なのです。医学部の設立を管理し、増員をコントロールしています。弁護士は増やしてもべつだん国家財政の赤字になりませんから、増やしやすいのだけれど、その代わりこういう混乱が起きる。

ニーズの議論を通じ、最近では法科大学院の数とか入学定員の縮小を図る認識が共有され、その結果、司法試験合格者は、今の就職状況から見ると少し多いよねと、こういう議論になってきたわけです。

あともう一つは、今まで長年合格者500人できたわけです。一挙にこれを増やしたからといってこの人たちをどこで誰が育てるのか？ 研修所を出てもオンザジョブトレーニングが不可欠です。医学部を出てすぐ単独で医師が勤まる訳でないのと同じです。500人のときに500人の後輩を育てる。500人分の就

職先を供していた。4倍以上ともなると倍の採用努力を先輩方がしても、やはり就職があふれ、オンザジョブトレーニングが出来なくなるわけであります。したがって、人口増の規模だけでなく、ペース自体も急すぎたよね、という反省もあります。

「法科大学院で学ぶ皆さんの未来」

しかし、未来は暗い話ばかりではありません。法曹に対する地についたニーズが着実に増えてきていますし、法曹人口が増え始めて7、8年たちますので、この方々がボス弁として若手を採用する動きがあと数年ぐらいで出てくるだろう、採用募集数が増えるだろうと思います。が、それでも尚、やはりニーズを増やす努力をしていこう。弁護士を求めている人はいっぱいいるのだから、これを若い弁護士に直結させよう。こういう努力をしています。

例えば、この表⑥を見ていただきましょうか。これは組織内弁護士の数の推移です。企業の社内弁護士になった人が上の欄。下が、いわゆる任期付公務員として地方公共団体などに就職している人の数です。企業はものすごい伸びでしょう？ 毎年200人ずつぐらい増えているのかな。我々も経済界の方々に採用を働きかけるなど努力しましたが、企業自身が弁護士資格を持っている人を採用するのはいいかと、こういうように思い始めています。

なぜか。これからの厳しい国際競争の中、一から法律をできる人を育てる、学生時代、野球ばかりやっていた、法律の本を開いたことはありません。それを今まで日本の組織・企業はじっくりと育ててきたわけであります。年功序列だから。30年ぐらい余裕期間があるわけですから。ゆっくり育てることができたわけであります。したがって、べつだん法務室に法律の勉強をよくする人を採らなくても良かった。そこそこの大学の法学部を出た人を置いておいて、何年か「門前の小僧お経を読む」で、なんとかなった。だけど、今や企業にそういう余裕はなくなってきたわけであります。しかも、法務室は昔のよう

な法務室ではない。グローバル化が進み、いつ、M&Aでインドに出張に行かなければならないかも。いつブラジルに行って独禁法の事件をやらなければならないかも。そういう時代になると、現地の弁護士を依頼するにしても、現地弁護士が質の高い仕事をしているかどうか見分ける能力も必要ですから、各国の法制度など学ぶことがいっぱいあるわけです。国内でも金商法もコンプライアンスも勉強しなければ。法律を教えて語学を教えて。しかし、終身雇用が崩壊しつつある中で、企業が一から教え込むことは転職リスクが大きく、結局即戦力を求めるようになりつつあるというのが一つ。

もう一つは、法科大学院の学生はものすごくよく勉強しているという定評が、やはり固まってきたわけであります。皆様方の先輩のおかげだろうと思いますが。したがって、今や日弁連の就職説明会では、法律事務所も求人のためブースに出店するのですけれど、企業も元気なのです。ブースにいっぱい写真を飾ったり、風船を上からぶら下げたりして。我が会社に来てください。そして企業ブースを訪れる修習生も多いのです。わずか数年前は全く違った。ソニーとかYahooとか、超一流企業がブースを開いていたのですが、訪れる人はほとんどいなかったのです。しかも、極めて失礼なことに、Yahooのブースに来て、「お宅は何をする会社ですか？」と聞く修習生がいたわけであります。でも、法律事務所の就職しか考えていなかったのですから、何か変なものがあるな、というようなことで聞いたわけです。

ちょっと前までは法律事務所に就職できない人が行くのかな、というイメージもありました。だけど、今や違うのです。わたしの事務所で、一部上場のIT系企業に、よくできる結婚間もない女性弁護士を1年間の約束で派遣しました。結果的に引き抜かれました。まことに申し訳ございませんと上司が謝りに来られました。「むっ」としますが、しかし、なぜ、そういう人たちが行くかと冷静に考えると、留学はさせてあげよう。妊娠したらちゃんと育児休暇、産休をあげよう。それから、わたしの事務所はさまざまなお客様に合わせて夜遅くまで働くわけですが、法務室に相談に来るのは社員ですからそんなこ

とないわけです。土日も休めます。とても急ぐ仕事が週末にきたら、大手事務所を下請けに使えばよいのです。結局給料を含めトータルの労働条件も良いし、法的分野での裁量権を与えられ、興味深い仕事も多いのです。

今やもう組織内弁護士として企業に就職する。そのほうが働きやすい。生活設計も人生設計も立つ。しかも、留学もさせてもらえる。Yahoo など十数人も組織内弁護士がいると思いますし、今や名実共に人気があります。

公務員に就職する人も増えてきた。これからもっと増えるでしょう。例えば明石市長ですが、弁護士出身。2年前、一度に5人弁護士を採ったときは、弁護士市長が弁護士の失業救済事業を始めたと言って、地元新聞の大見出しで連日たたかれました。しかし、今や弁護士が条例制定などの分野で市政に関与し、市民の法律相談に乗り、あるいは社会福祉の窓口で、弁護士が活躍するに従って、そういう非難はなくなってまいりました。そうしたら、その市長は、もっと採るぞと、今年もまた弁護士求人を出しておられます。さらに弁護士以外にも社会福祉士など即戦力の専門家も就職させています。他にも企業や任期付公務員、さらに原子力損害賠償支援機構、そして法テラスもスタッフ弁護士として、今や260名のスタッフ弁護士を抱えていまして、毎年30人、40人の新人弁護士を採用しています。少し前と比べても、新人弁護士をとり巻く多様性が格段に増してきました。

また、大手法律事務所が今まで景気が悪かったのですが、これから採用数を増やすだろうと見込まれています。国際分野で法律事務所の海外支店開設する動きも活発です。ちょっと前はミャンマーがいいと言うので、ミャンマーにたった1年いた弁護士さんが、ミャンマー法の権威で大繁盛しているわけでありませうけれど。こういう国際分野での市場も非常に広がってきます。

政府も、今まで弁護士養成にこれ以上金は出せない、という流れでしたが、最近弁護士の国際化が必要だ、養成が必要だと言い始めました。国際司法裁判所で捕鯨の裁判が負けたのですよね、日本が。負けた理由は何か。国際紛争について国益を守る優秀な弁護士がいなかったからだ。だれが考えても思いつ

く理由に行き当たったわけです。外務省のお役人が、勿論皆さん優秀ですけど、2年、3年のサイクルで来て、あの裁判を担当するわけです。次また別の大使館に行く。そういう腰掛けのポストで、あの捕鯨裁判を闘っても勝ち目はないわけでありまして。優秀な学者も陣営に加わっていましたが、データ収集、分析などで、法律家も多数要るのです。裁判はそう易しくはないわけでありまして。

政府はあわてて国際弁護士を養成するため、各国大使館に邦人保護や知財戦略のため弁護士を張り付けるところから始めたい。法テラスで弁護士を駐在させないかと言っています。わたしは「予算と人員をくれ」と求めています。ただ、考え方はいいと思っているのです。

これはTTPの条約交渉を見てみても同じです。TTPも豚だ、牛肉だ、自動車だと言っていますけれど、そういうところに日本は経産省のお役人が少人数で出て行って、アメリカと戦っているのですが、アメリカもお役人はちょろちょろと来るのですが、そのバックに豚業界の顧問弁護士がワンサカ来ているわけです。牛肉団体とその弁護団がまた来ているわけです。その人たちはずっと豚の世界、牛肉の世界で生きてきているわけです。ミャンマーの輸入規制はどうだ、どこそこの輸入規制はどうだ、専門家集団の弁護士が政府の条約交渉をバックアップしているわけです。外務省としてはこういう応援団がほしくて、ほしくて、日弁連に、なんとかそういう国際交渉に堪能な弁護士を養成してほしいと言っておりました。

わたしが会長時代にもその話を受けたので、まずどうしたらいいのですか？

と言うと、「まず国際公法の受験生が何人か、ご存じですか？」「わずか100人ですよ。100人ぐらいなのです。受験生が5,000人、6,000人いて、わずか100人です。合格者はもっと少ない。」それでは足りないのですと。「だけど国際公法は飯が食えないよね」と言いますと、「いや、英語を勉強してもらえたら、多くの国際機関にも就職できる。」。皆さん、国際機関の就職も考えてくださいね。弁護士資格を持って、しかも学部卒でなく、JD（法科大学院卒）の資格

は国際機関に就職できる規格ですから、外国で言うとLLMだとか、そういう国際規格を持った日本の弁護士が就職して欲しい、ぜひ応援したいと、外務省は言うのですが、急に言われても100人の志願者を急に500人に増やすことはできない。ようやく今、租税法受験者が、川端先生、何百人かになりましたよね。(注・7.4%程度)

勿論倒産法(注・25%)は掃いて捨てるほど多いのです。掃いて捨てるほど労働法(注・32%)もいるのです。なぜ労働法や倒産法ばかりを受けるのだと言ったら、いや、受験しやすい。受験予備校の教科書があるらしいですね。それと、どんな分野に行っても労働法はいるでしょう? と言うわけです。だけど、どんな分野に行っても租税法の知識はいるよ。法人は勿論、個人のお金持ちの依頼者には相続税法だっているよと、思うわけです。企業法務をやりたいから会社法を勉強しました。選択科目は労働法を取りました。だけど、足りないですね。企業法務をやるなら税法と会計学、金商法がいるわけです。要するに企業のお金の動きをフォローしないと駄目だよと、そういう意味で法科大学院の多様な授業は有難いはずですよ。

多様なニーズに伴い多様な弁護士が今、求められているわけでありまして。レジュメ表⑦に田中広太郎という若い弁護士の記事をWikipediaから取ってきました。

田中広太郎さんは62期の若い弁護士さんです。スペイン語の通訳をしているのです。そして弁護士になると大活躍です。まずスペイン人の刑事弁護、さらにスペイン人だけでなく、ブラジルとか南米の方々が困っている。その人たちの人権活動からスペイン語ができる弁護士だというのが名前を上げて、今や大繁盛。

弁護士に対するニーズの種類は着実に広がっています。訴訟にこだわらなければ本当に広いのです。

「お願いと期待」

ところで、私は弁護士希望の若い人たちに、これからどうしたらいいかと聞かれますと、まず、法科大学院ではやはり幅広い法律科目の勉強をしてほしいとお願いしたいです。選択科目の授業のときに、隠れて民法の勉強をしている人に、「なぜ民法をこそこそ勉強するの?」と言ったら「民法が基本です。これを習得しないと司法試験に通らないのです」と、こう言うのですけれど、税法にしる独禁法にしる、国際私法にしる、みんな民法の概念を借用しているのです。民法のいろいろな教科書を読んでいただいて、2次元の勉強をやって、さすがに民法は難しいなということが分かる。これも有意義でしょうが、税法の観点から切ってみる。あ、民法の法人は税法ではこういう扱いを受けているのだな、とか。国際私法は民法とどう絡んでいるのかな?例えば知財の損害賠償にしる、みんな民法概念なのです。そういう意味で幅広い科目を勉強する。そして自分は民法が苦手だなと思えば、「それで民法ではどうなるのだ?」と、勉強をしていっていただけたら、二次元ではなく三次元の民法を習得できるのではないか、そうなればうれしいと思います。

それから二つ目に語学です。司法試験ようやく通りました、何を勉強したらいいですか?あるいは、司法試験が終わりました、合否が分かるまでどう過ごしますか?と聞かれると、1に語学、2に語学、3・4がなくて5に語学と、申し上げています。勿論、人権活動をやりたいという方にもおすすめてです。先進的な人権の動きに習ふことは運動の点からも重要です。合格後の法律の勉強はそこそこでいいですから、まず集中して語学をとっているわけです。皆様方の法曹資格は、人口わずか1億人余りの市場にしかすぎません。偉そうにしている民法典の及ぶ範囲は、わずか人口1億人の範囲です。しかしながら世界は40億人の市場があるわけであります。そして、その架橋をするのは、勿論語学なのです。法律的思考はみんな割合共通なのです。訴訟手続きも細かいことは違うので、プラスアルファの勉強は必要ですが、基本的な考え方は一緒だ

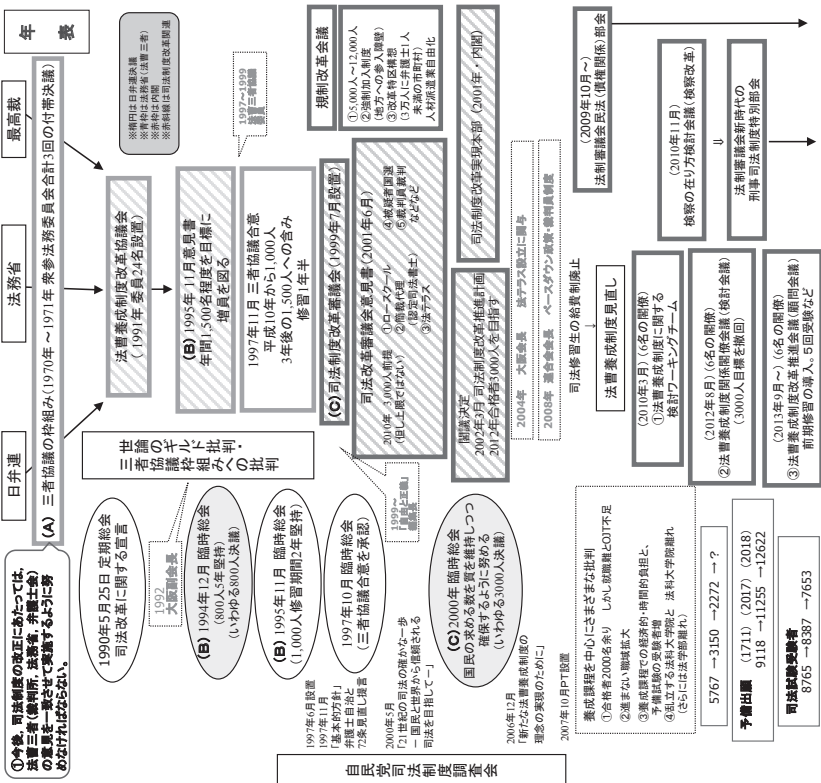
し、概念も大体一緒なのです。語学ができれば、そして日本の司法試験を通れば世界はあなたの手の中です。どこへ行っても活躍できます。ミャンマーのドブの上でも、ニューヨークのマンハッタンの奥路地でも活躍できる。そういう広い世界が広がるのです。語学です。英語です。欲を言えば中国語。

わたしの事務所は上海事務所がありますから、北京大学などに語学留学をします。北京大学の法律中国語を学ぶコースがあります。定員が100人ぐらい。その半分を占めるのは韓国の弁護士なのです。それ以外にアフリカからとか、シンガポールからとかいろいろ。日本人は我が事務所が派遣した1人だけです。これでは国際競争には勝てないのですよね。わたしはそういう意味で幅広い勉強と、広い視野、1人でも留学に行く精神力、世界で戦うぞという根性。これがあれば怖いものはない。こういう気持ちをやはり養ってほしいのです。英語と中国語ができ司法試験を通った人は、無理を言うかもしれませんが、日本で就職先を探さなくていい。もっと広い世界で活躍をしてほしいくらいに思っているのです。

そろそろ時間ですね。質問がなければ、まずもって皆様方が司法試験を目指して法曹資格を取る。これがスタートですね。その後、英語を勉強し、中国語を勉強し、勉強ばかりの時間が長い。いつになったら一人前になるのだと言われてますが、通りやすくなった分、頑張っしてほしいのです。昨日先ほど申し上げた田中広太郎さんがカンボジアからわざわざ電話してくれてくれたので、あなたのお話をから了解してねと言ったところ、田中広太郎さんは、弁護士初任研修で、日弁連会長としてのわたしのあいさつが忘れられないと。わたしも口が悪かったから。みんな3倍通りやすくなったのだから、弁護士になったら3倍勉強しないと勝てないぞと、こういうように言ったらしいのです。その言葉をずっと胸に刻んで生きてきました、と言ってくれました。会長冥利だなど思いました。皆様方も少し通りやすくなった分、競争に打ち勝つための幅広い勉強をしてほしいとお願いするのですが。そうすれば法科大学院の幅広い勉強とあいまって将来活躍できる素地を持てるのではないかと、思うわけです。

活動分野が広がってきたという一つとして、わたしは政治の世界も皆さんにお勧めをしたいのです。弁護士3年目の人が自民党から出馬し、この前の選挙で当選されたのです。自民党はご承知のとおり、法科大学院反対と声高に叫ぶ先生方も多いのですが、一方法科大学院制度を作った代議士さんがいて、党内でバトルを繰り返しているわけで、したがって自民党は法科大学院政策とか法曹養成過程に統一的な政策を打ち出せないわけですけれど。その中で、その議員は、「わたしは法科大学院で教育を受けてきた。とても良かったと思う。だから、法科大学院をなくす意見は反対。」ピカピカの1年生議員が、大臣経験者を目の前に、堂々と論陣を張っています。

皆様方もF代議士の後に続いて、司法試験を通過して、そして国政の世界でも活躍してほしいし、国際化の分野でも活躍してほしいし。ほかに能がなければ日本の法廷弁護士でもいいですけれども。今の寒風ばかり見て立ちすくむことなく、確実に広がりつつある分野も見すえて、活躍をしていただけたらと、切望いたしまして、わたしのつたない話を終わります。ご清聴ありがとうございました。頑張ってください。



1990年5月25日 定期総会 司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

1990年5月25日、定期総会、司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

1990年5月25日、定期総会、司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

1990年5月25日、定期総会、司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

1990年5月25日、定期総会、司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

1990年5月25日、定期総会、司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

1990年5月25日、定期総会、司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

1990年5月25日、定期総会、司法改革に関する宣言
 司法界を取り巻く課題と展望

